

社会医療法人財団新和会 介護老人保健施設さとまち 運営規程
(指定短期入所療養介護事業・指定介護予防短期入所療養介護事業)

(事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する介護老人保健施設 さとまち (以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)短期入所療養介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正かつ高次の指定(介護予防)短期入所療養介護を提供することを目的とします。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のケアを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3 事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスを行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- 4 事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、その実施状況をモニタリングし、結果を指定居宅介護支援事業者、又は指定介護予防支援事業者へ報告します。
- 5 事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

- (1) 名称 社会医療法人財団新和会 介護老人保健施設 さとまち
- (2) 所在地 安城市里町畑下62番地

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者 1人(医師)常勤兼務
管理者は、事業所の職員及びその業務を統括し、管理・監督・指導を行います。
- (2) その他の職員 別に定める社会医療法人財団新和会 介護老人保健施設 さとまち運営規定第4条の職員定員、及び第5条の定員、職種及び職務内容のとおりとし、指定(介護予防)短期入所療養介護を提供します。

(指定短期入所療養介護の内容及び利用料)

第5条 指定短期入所療養介護の内容は、次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。また、食費及び居住費において国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階）の利用者自己負担額については別途資料（重要事項説明書）をご覧ください。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常の世話
- (2) 機能訓練その他の医療
- (3) 健康チェック
- (4) 栄養ケアマネジメント
- (5) 送迎

2 指定介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（日単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合額を乗じた額とします。

- ① 介護予防短期入所療養介護費（I）（ii）
- ② 介護予防短期入所療養介護費（I）（iv）

3 第6条の通常の送迎の実施区域を越えた地点での費用は、次のとおりです。

- (1) 送迎実施区域を超えた地点から片道10キロメートル未満 300円
- (2) 送迎実施区域を超えた地点から片道10キロメートル以上15キロメートル未満 500円
- (3) 送迎実施区域を超えた地点から片道15キロメートル以上は5キロメートル増す毎に500円加算します。

4 特別な療養室の提供を行ったことに伴い利用者に負担していただく費用は、次のとおりです（税込）。

- (1) 従来型個室 1,575円/1日
- (2) 2人部屋 525円/1日

5 食費（おやつ代含）、滞在費は以下のとおりです。

食費：朝食520円 昼食750円（おやつ代80円含む） 夕食730円。

| 種類 | 内容 | | 利用料 |
|-----|-------|-----|---------|
| 食費 | 基準額 | | 2000円/日 |
| 食費 | 第1段階 | | 300円/日 |
| | 第2段階 | | 600円/日 |
| | 第3段階① | | 1000円/日 |
| | 第3段階② | | 1300円/日 |
| 滞在費 | 基準額 | 個室 | 1640円/日 |
| | | 多床室 | 370円/日 |
| | 第1段階 | 個室 | 490円/日 |
| | | 多床室 | 0円/日 |
| | 第2段階 | 個室 | 490円/日 |
| | | 多床室 | 370円/日 |
| | 第3段階 | 個室 | 1310円/日 |
| | | 多床室 | 370円/日 |

6 理美容代は、実費です。

7 教養娯楽として日常生活で必要となる費用で利用者に負担していただく額は、1日につき154円です。

8 前各号の費用は、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただきます。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は以下のとおりです。

安城市、知立市、

岡崎市西部（宇頭町、宇頭北町、宇頭南町、宇頭東町）

豊田市南部（駒場町、生駒町、高丘新町、高岡本町、若林西町、中根町、若林東町、吉原町、和会町、広美町、福受町、花園町）

(退所)

第7条 利用者等が事業所の規律を守らない場合は、退所していただくことがあります。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その利用者の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。

(虐待の防止等)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(感染症対策の徹底)

第10条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護職員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 事業所における感染症の発生及びまん延等に関する対策の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。
- (5) 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処に関する手順に沿った対応を行います。

(事故発生時の対応)

第11条 施設は事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指

針を整備します。

- (2) 事故が発生した時、又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他従業者に対する研修を定期的に行います。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者および火元責任者を定めます。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (5) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上（うち 1 回は夜間想定）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
- (6) 当施設は、(5) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業所は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるとともに職務体制を整備します。

- (1) 採用研修 原則採用後 1 か月以内
 - (2) 継続研修 毎月 1 回、内外講師による研修（学習会）
- 2 職員は、業務上知り得た入所者又はそのご家族等の秘密を厳守します。
 - 3 職員であった者に職務上知り得た入所者又はそのご家族の秘密を厳守させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を厳守すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めます。
 - 4 事業所は、すべての職員に対し、健康診断等を定期的に行います。
 - 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づき定めます。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。